

米戦略爆撃機 B52 との空自戦闘機の共同訓練に抗議し、憲法違反の 米軍の軍事威嚇行動への自衛隊加担の全面中止を求める

2017年11月19日 日本平和委員会第3回常任理事会

本日の朝日新聞は、核兵器を搭載できる米空軍の戦略爆撃機 B52 が今年 8 月、日本列島の上空を横断飛行した後、日本海の空域で航空自衛隊小松基地の F15 戦闘機部隊と共同訓練を実施し、B52 を護衛する編隊飛行の手順などを確認したことを、複数の日本政府関係者が認めたと報じている。

これは、北朝鮮に対する憲法違反の武力威嚇への加担の新たな段階へのエスカレートであり、断じて許すわけにはいかない。これまでも、米軍の B1 戦略爆撃機が韓国に展開して北朝鮮爆撃訓練を行うたびに、日本周辺で航空自衛隊戦闘機が護衛訓練をくり返し、事実上の武力威嚇への加担を行ってきた。しかし、B1 が現在は核任務を解かれているのに対し、B52 は現在も戦略核爆撃機としての任務が負わされている。これを護衛することは、国連で採択された核兵器禁止条約が禁止の対象とした核兵器使用の威嚇への加担そのものである。またそれは、戦争法（安保法制）の「米軍武器防護」の実施に他ならない。日本国憲法第 9 条及び非核 3 原則の精神にも反するものであり、被爆国として断じて許すことができない。それは、この地域の緊張をさらに高め、偶発的な軍事衝突の危険を高めるもの以外のなにものでもない。

我々は政府に対し、この B52 飛行及び共同訓練の実態を明らかにするとともに、このような憲法違反の危険な訓練」を全面的に中止することを求めるものである。そして、北朝鮮の核・ミサイル開発問題の平和的解決のために全力をあげることを、強く求めるものである。